

平成 27 年度 第 1 回恵庭市都市計画審議会 会議録概要

開催日時	平成 27 年 12 月 15 日（火） 14：00～14：30
開催場所	恵庭市民会館 2 階 視聴覚室
出席者	〔委 員〕 瀬戸口剛、土谷秀樹、姉崎敏一、松村良夫、佐々木亮、 鷺田政博、長谷文子、野沢宏紀、猪口信幸 〔市 側〕 原田裕（市長）、後藤昭悦（企画振興部長）、林和彦（企画振興次長）、 津川真次（生活環境部長）、高畑一秀（環境政策室長）、江蔵正治（計 画調整課長）、東賢哉（計画調整課主査） 〔事 務 局〕 岡田貴裕（まちづくり推進課長）、田中徹（同主査）、遠藤美樹（同ス タッフ） 【 会議概要 】 1. 開 会 2. 委嘱状交付 3. 挨拶 4. 議 事 （1）事前審議 千歳恵庭圏都市計画の変更について ① ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設） ② 汚物処理場 5. そ の 他 6. 閉 会
議題	【事前審議】 千歳恵庭圏都市計画の変更について ① ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設） ② 汚物処理場
主な質疑意 見と回答	千歳恵庭圏都市計画の変更について 1. 開 会 本日の委員会は委員 10 名中 9 名の出席。（1/2 以上の出席で成立） 2. 委嘱状交付 （市長より委嘱状を交付） 3. 挨拶 （市長挨拶） 4. 議 事 千歳恵庭圏都市計画の変更について
会長	（会長挨拶） 平成 27 年度第 1 回恵庭市都市計画審議会を始めます。本日は、事前審議であり ます。審議項目は「ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更」、「汚物処理場の変 更」の 2 つであります。事務局から経緯や提案の内容について説明の後、ご質問、 ご意見を頂きたいと存じます。
事務局	（資料説明） 本日お配りしました資料として、●会議次第●焼却施設及び生ごみし尿処理施 設の経緯（A4）●恵庭市ごみ焼却施設基本計画 概要版（A3）●参考平面図（A3）

	です。 それでは、2つの審議項目は関連がありますので、一括してご説明申し上げたいと存じます。 まず、ごみ焼却場の都市計画変更につきまして、担当課であります生活環境部計画調整課よりご説明いたします。 (計画調整課より経緯・概要説明) それでは、ごみ焼却施設の都市計画の変更点についてご説明いたします。 資料の2ページの下段の新旧対照表をご覧ください。 既に決定されております1. 恵庭市清掃事業所に加え、2. 恵庭市ごみ焼却施設を恵庭市中島松に新規追加するものであります。 面積は約2.8haであり、ごみ焼却施設の処理能力は56t/日となっております。 区域の詳細は資料3ページの計画平面図をご覧ください。 図中の赤色で囲われた区域が今回新規に決定する区域となっております。 ごみ焼却施設の建設については既存施設と連携を図るため下水道終末処理場、し尿処理場と隣接した区域を設定しております。 つきまして、汚物処理場の変更点ですが、資料の5ページ下段の新旧対照表をご覧ください。 恵庭市し尿処理場の面積を約1.2ha. から約0.6ha. に縮小変更するものであります。 資料の6ページの計画平面図をご覧ください。 図中のオレンジ色で囲われた区域が現在都市計画決定されている区域となっておりますが、先ほどのごみ焼却施設の新規決定区域と一部重複するため、重複部分を廃止し、赤色で囲われている区域に縮小するものであります。 説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。
会 長	事務局より都市計画変更案について説明がありました。 ご質疑、ご意見を伺いたいと思います。
A委員	汚物処理場の計画決定区域の内、既決定のものから変更後に縮小される訳ですが、この縮小されて無くなる部分というのは、現在利用されていない用地ということよろしいでしょうか？
計画調整課主査	それについては緩衝緑地ということでスペースをとってございまして、今回は焼却場の方でとるということで縮小となりました。
A委員	分かりました。
B委員	平面図を見ますと、新しい焼却場の計量棟からプラットホームに行く際、一部、し尿処理場の敷地の中を通っているような形に見えるのですが、それは問題が無いのでしょうか？区分けとして。
計画調整課主査	計量棟は、生ごみ処理場と焼却場の両方の計量棟を兼ねている形となっております。そのため、し尿処理場の敷地を通る形となっております。生ごみ処理場として支障はないところでございますのでここを通路としております。
会長	今話題になった施設の利用に関する内容については、都市計画決定する事項には含まれません。
C委員	焼却炉施設の説明会等で中島松と協議しているのは分かりますが、未だに埋ま

	っていない問題や溝などがあるとしたら教えていただきたい。
生活環境 部長	基本的に関係町内会と話しをさせていただいておりますが、この表（経緯）のとおり、中島松とは協定書を交わしていただいております。 他の周辺町内会とも話し合いをしており、最終合意まで得ています。協定の話もしたのですがお互いの信頼関係の中で協定まではいいということでお話をいただいております。
C 委員	基本的には、焼却施設であれば当然そこが農村社会なものですから、万が一のことがあると、中島松だけでなく、漁太、春日、穂栄、下島松、南島松、全部影響するわけですから、そういうことが解決できているのならいいです。ちょっと気になったものですから。
生活環境 部長	前議会でも風評被害のようなことのお話がありましたので、今回議会にもお願いして基金の積み立ても用意できましたので、そういうものでも対応していけるということで町内会にも報告させていただいております。
C 委員	分かりました。
会長	ほかにはどうでしょうか？ こういう施設を近接させることによって、熱が出たものを利用したりすることに意味があると理解してよろしいですね。ほかの街でも下水処理施設から、エネルギーをとったり、このような新エネルギーを活用することはごみ処理施設の参考となり、恵庭も環境的なことに配慮しているということですね。
D 委員	平成 27 年度に環境影響調査をされているのですけれども、今回、緑地緩衝帯を比較的大きく取っていると思いますが、今の環境影響調査との関係性はあるのですか。
環境政策 室長	環境影響調査については、新しく出来る焼却施設が周辺に対してどのような影響があるかということで、今回基本設計の仕様を基に年度末に評価させていただく事となっております。周辺にポイントを設けまして、そのポイントで影響を及ぼすかどうかということ調査していく形となっております。
D 委員	緑地帯を設けることによってそういったものが緩和されるのか、もしくは、景観上の配慮で緑地帯を設けるのでしょうか？
環境政策 室長	緑地帯はその両方の面を持っています。焼却施設は迷惑施設という部分もあるので、周辺の環境にマッチした施設整備を考えた上で、緑地を多くとり、施設を設置するよう考えています。
D 委員	緩衝緑地の考えの中には、何かが起きたときの防御するような機能は備えていないということでしょうか？
生活環境 部長	この施設の周辺には、家が一軒残るので、騒音等の対応も踏まえて建物の配置を奥に設置することで考えております。また、施設の水処理等の問題もあるため、この広さの緑地を設けています。
D 委員	また、この焼却施設は概ね 15 年間の稼動を予定しているようなのですが、緑地の部分を次の施設の候補地として入替えなどを考えているのでしょうか。

生活環境 部長	一般的な改修としては2炉持っているので片方ずつ改修する形になります。建物の建替えは伴わず、機械の更新のみを行う為、改修についてはこのスペースの中で収まるものと考えております。
D委員	今回の環境影響調査をやると、次の更新時も今回の調査が活かせるということで考えてよろしいでしょうか。
生活環境 部長	はい。そのように考えております。
会長	ほかにはよろしいですか？ 本日の議題は以上となります。事前審査のため、意見を伺うことのみでよろしいですね。
事務局	はい。 今回の審議会の時にこの件の本審議をお願いします。
会長	続いて、次第5のその他であります。事務局から何かありますか。
事務局	次回の都市計画審議会にて本件を諮問させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。 今後の都市計画審議会の予定をお知らせします。 この後、北海道と事前協議、2週間案の縦覧を行ない、第2回恵庭市都市計画審議会を開催し諮問させていただきたいと考えております。 次回審議会の開催を2月下旬から3月上旬頃に予定していますのでよろしくお願い申し上げます。以上となります。
会長	今日の審議では特段大きな問題は無いようなので、道との協議を進めていただいて、次回の本審議にてご了解をいただく形となります。 ご意見もいただきましてありがとうございました。 以上で平成27年度 第1回恵庭市都市計画審議会を終了させていただきます。 以上